

問 6

監理技術者資格者証とは

元請業者が当該工事現場に専任で配置する監理技術者は、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で「**監理技術者資格者証**」の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者の中から選任しなければなりません。(建設業法第26条第4項)

資格者証が必要となる工事(下表)

建設業の許可区分	技術者の専任制	下請契約金額の総額	技術者の配置	資格者証の必要性
特定建設業	公共性のある工作物に関する重要な工事で2,500万円以上(建築一式工事の場合は5,000万円以上)	3,000万円以上(建築一式工事の場合は4,500万円以上)	監理技術者	必要
		3,000万円未満(建築一式工事の場合は4,500万円未満)	主任技術者	不要

選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければなりません。(建設業法第26条第5項)

(表面)

氏名	年 月 日 生	本籍
住所	初回交付 年 月 日 交付	年 月 日
写 真	交付番号	第 号
	監理技術者資格者証	
	年 月 日 まで有効	
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者		印
所属建設業者	許可番号	
有する資格		
建設業の種類	土建大左と石屋電管夕顔防錆しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清	
有・無		

(表面)

監 理 技 術 者 講 習 修 了 証	
修了証番号 第 号	
写 真	本籍 氏名
	(生年月日 年 月 日)
	この者は、建設業法第26条第4項の国土交通大臣の登録を受けた講習の課程を修了した者であることを証します。
修了年月日	年 月 日
登録講習実施機関代表者 印	
(登録番号 第 号)	

(裏面)

備考	

(裏面)

注意事項

- 建設業法第26条第4項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。
- 建設業法第26条第4項に規定する発注者から本証の提示を求められることがある。
- 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。